

代表質問

八街市の基幹産業である農業の活性化のために！



やちまた21
林 政男

農地法改正に伴う諸問題について

農地の権利取得の

問 下限面積の設定主体を都道府県知事から市町村農業委員会に変更されると聞いています。本市の対応について伺う。

農業委員会事務局長

担い手の確保及び遊休農地の解消により、農地の有効活用を推進するため、今後、調査・研究を重ね、下限面積の引き下げに対し、検討していきたいと考えています。

問 農地を使用貸借で権利または賃借権をしたものが、適正に利用しなかった場合の対応について伺う。

農業委員会事務局長

適正に利用されるよう指導していくとともに、改正法により、勧告及び許可の取り消し等の措置を講じることができるようになりましたので、状況により適切に対応してまいります。

問 市農業基本構想にかつ安定的な農業経営を営む者に対して、農用地

の利用集積等にとのような対応をされるのか伺う。

農業委員会事務局長

農地利用集積円滑化事業への取り組みは、市としましても耕作放棄地解消のための有効な取り組みであることを認識していますので、今後、市の農業基本構想に農地利用集積円滑化事業に関する事項を追加し、事業に必要な諸条件の整備に努め、事業化に向けて検討していきたいと考えています。

改正農地法とは？

我が国の食料自給力を強化するため、その基礎的な資源である農地等を確保し、効率的な利用を促進するため、転用規制を強化する一方で、農地の利用者を拡大するため、貸借規制の緩和によって幅広く農業参入を認めようとするもの。

農業委員会について

問 昭和58年に現在の農業委員の定数が策定された。当時の農地面積、農業人口と現在を比べると大きな変動が

あるが、農業委員会の定数に対する認識について伺う。

農業委員会事務局長

定数の基準となる農地面積や農家世帯数の状況は、年々減少していることは認識していますが、現在、農地法の一部改正が決定し、農業委員会には、新たに多くの役割が増える現状を考えますと、委員の削減等は難しいものと考えています。

問 全国農業会議の農地利用システム

のネットワークが、この4月から稼働した。今後の農政を進めるためには、電子化が欠かせない。農業人口の把握、農地の利用、未利用の瞬時の把握、農地の利用履歴などを電子化し、農業者、農業参入者等のニーズに応えることが必要であるが、農家台帳、農地台帳の電子化は、どのくらい進んでいるのか伺う。

農業委員会事務局長

農地基本台帳は、農業委員会において、農地情報等に係る事務を的確かつ迅速に処理するため、

また、農政活動のための基礎資料とするため、市内に居住するすべての農家について整備することとなっております。現在、パソコンで管理して、選挙権の審査、許認可及び証明事務等に対応しています。地図情報システムについては、各種の情報を整備することにより、あらゆる事務に対応できるシステムと認識しては、

市長

千葉県農業会議が主体となり、農業法人や農家の方が、新たに新規就農者を雇用して研修を行う場合、研修に係る経費の一部を助成する「農の雇用事業」も展開されており、新規就農者の定着に向けて、さまざまな取り組みが行われています。人材バンク的な組織としては、JAいんばにおいて、本年1月に高齢化や後継者不足により、農作業が困難な農家などから、農作業を受委託し、水稲や落花生の作付など、農作物を生産する経営受託を实践することで、耕作放棄地増加に歯止めをかけ、農村環境の保全につなげるため、「農業生産法人・株式会社援農いんば」を設立しました。現在は水田中心ですが、畑作についてもさらに事業展開していただけるよう働きかけをしていきたいと考えています。



農業施策について

問 一部農家は、外国の研修生を雇用し、生産低下を防いでいるが、多くの農家は農地の維持に汲々としてい